

令和4年漁期

さばすくい網漁業(案)
棒受網漁業(案)

令和3年8月5日

静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

さばすくい網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱要領（案）

静岡県海面におけるさばすくい網漁業（総トン数 5 トン以上の船舶を使用するものに限る。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、静岡県漁業調整規則（令和 2 年静岡県規則第 61 号。以下「規則」という。）及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

- 1 この要領において「新トン数適用船舶」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造に着手された船舶及び昭和 57 年 7 月 17 日以前に建造され又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

（制限措置）

- 2 規則第 11 条第 1 項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 さばすくい網漁業

（2）許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア この漁業の許可等をすべき船舶の数については 52 隻を上限とする。

イ この漁業の許可等をすべき船舶の総トン数は 5 トン以上とし、「新トン数適用船舶」については 100 トン未満、「旧トン数適用船舶」については 70 トン未満とする。

ただし、平成 3 年度及び 4 年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に必要と認めた場合においては、許可等をすることができる船舶の総トン数は 5 トン以上とし、「新トン数適用船舶」については 150 トン以下、「旧トン数適用船舶」については 100 トン未満とする。

ウ この漁業の許可等をすべき船舶の数の各都県別の枠は次のとおりとする。

静岡県	15 隻
東京都	1 隻
千葉県	10 隻
神奈川県	26 隻

エ この漁業に使用する船舶であって、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 25 トン以上 100 トン未満（2（2）イただし書きに規定する場合は 150 トン以下）、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 20 トン以上 70 トン未満（2（2）イただし書きに規定する場合は 100 トン未満）の許可等をすることができる各都県別の隻数は次のとおりとする。

静岡県	3 隻
-----	-----

東京都 1 隻
千葉県 1 隻
神奈川県 2 隻

(3) 推進機関の馬力数 定めなし

(4) 操業区域 (県内船) 静岡県海面
(県外船) 静岡県海面(ただし、石廊崎灯台と御前崎市御前埼灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。)

(5) 漁業時期 周年

(6) 漁業を営む者の資格

ア 県内漁業者 静岡県内に住所を有し、かつ、県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者

イ 県外漁業者 千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、住所地と同一の都県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者

(条件)

3 規則第13条第1項に規定する許可等の条件は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業権漁場内において操業する場合は漁業調整を行わなければならない。
- (2) たも網の口径は70センチメートル以下でなければならない。
- (3) たもすくい網による漁獲は人力のみによらなければならない。

(許可等を申請すべき期間)

4 この漁業の許可等を申請すべき期間は、令和3年9月9日から令和3年10月8日までとする。

(許可の有効期間)

5 この漁業の許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

(許可等の申請)

6 この漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項に基づく申請書に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1) 申請理由書

(2) 漁船原簿謄本(県外に住所を有するもの)

(3) 共同経営する場合は、代表者選定届及び印鑑証明書

(4) 用船する場合は、船舶使用承諾書及び印鑑証明書

(5) 法人にあっては、定款及び登記簿謄本

(6) 起業の認可申請の場合は、船舶件名書

(7) 申請時に当該漁業の許可又は起業の認可を有する者は許可証若しくは認可指
令書又はその写し

(8) 県内に住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を有しない者が申請

- する場合は、その住所の所在する都県の知事の意見書
- (9) 所属する漁業協同組合の代表理事の副申書（任意）
- (10) 業種別団体に加入している者は、当該団体の代表権を有する者の副申書（任意）

附則

この要領は、令和4年10月31日まで適用する。

新旧対照表

(下線は実質的変更のあった箇所のみ)

旧	新	備考
<p>さばすくい網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱要領</p> <p>静岡県海面におけるさばすくい網漁業(総トン数5トン以上の船舶を使用するものに限る。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、静岡県漁業調整規則及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>1 この要領において「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造され又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。)を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。</p> <p>(許可等の基準)</p> <p>2 火光利用さば釣漁業又はさばすくい網漁業の実績を有するものであって、「新トン数適用船舶」については総トン数100トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数70トン未満とする。</p> <p>ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に</p>	<p>さばすくい網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱要領</p> <p>静岡県海面におけるさばすくい網漁業(総トン数5トン以上の船舶を使用するものに限る。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、静岡県漁業調整規則(令和2年静岡県規則第61号。以下「規則」という。)<u>及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>1 この要領において「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造され又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。)<u>を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>旧要領2(許可等の基準)の規定を新要領2(制限措置)の(2)イに移動</p>

旧	新	備考
<p>係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者と して参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事 が特に必要と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>なお、この場合にあっても、許可等を行うことができる 船舶は、「新トン数適用船舶」については総トン数 150 ト ン以下、「旧トン数適用船舶」については総トン数 100 ト ン未満とする。</p>	<p><u>(許可等の隻数)</u></p> <p>3 この漁業の許可等を行うことができる隻数は次のとおり とする。</p> <p>52 隻</p> <p>(2) 前項の隻数の各都道府県別の枠は次のとおりとする。</p> <p>静岡県 15 隻 東京都 1 隻 千葉県 10 隻 神奈川県 26 隻</p> <p>(3) この漁業に使用する船舶で「新トン数適用船舶」の 場合総トン数 25 トン以上 100 トン未満 (この要領 2 に 規定するただし書きに該当する場合 150 トン以下) 及び 「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 20 トン以上 70 ト ン未満 (この要領 2 に規定するただし書きに該当する場 合 100 トン未満) の許可等を行うことができる各都道府 県別の隻数は次のとおりとする。</p> <p>静岡県 3 隻</p>	<p>新設 旧要領 3 (許可等の隻 数)、旧要領 4 (操業区域) 及び 5 (操業期間) は新要領 2 (制 限措置) に統合</p>
<p><u>(制限措置)</u></p> <p>2 規則第 11 条第 1 項に規定する制限措置は次の各号の内 容を定めるものとする。</p> <p>(1) 漁業種類 さばすくい網漁業</p> <p>(2) 許可等を行うべき船舶等の数及び船舶の総トン数</p> <p>ア この漁業の許可等を行うべき船舶の数については 52 隻を上限とする。</p> <p>イ この漁業の許可等を行うべき船舶の総トン数は 5 トン以上とし、「新トン数適用船舶」については 100 トン未満、「旧トン数適用船舶」については 70 トン未満とする。</p> <p>ただし、平成 3 年度及び 4 年度に実施した、この 漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事 業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船 舶であって、かつ知事が特に必要と認められた場合にお いては、許可等を行うことができる船舶の総トン数 は 5 トン以上とし、「新トン数適用船舶」については</p>	<p>ア この漁業の許可等を行うべき船舶の数については 52 隻を上限とする。</p> <p>イ この漁業の許可等を行うべき船舶の総トン数は 5 トン以上とし、「新トン数適用船舶」については 100 トン未満、「旧トン数適用船舶」については 70 トン未満とする。</p> <p>ただし、平成 3 年度及び 4 年度に実施した、この 漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事 業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船 舶であって、かつ知事が特に必要と認められた場合にお いては、許可等を行うことができる船舶の総トン数 は 5 トン以上とし、「新トン数適用船舶」については</p>	<p>新設 旧要領 3 (許可等の隻 数)、旧要領 4 (操業区域) 及び 5 (操業期間) は新要領 2 (制 限措置) に統合</p>

旧	新	備考
<p>東京都 1 隻 千葉県 1 隻 神奈川県 2 隻</p> <p>(操業区域) 4 この漁業の操業区域は、次のとおりとする。 県内船 静岡県海面</p>	<p>150 トン以下、「旧トン数適用船舶」については 100 トン未満とする。</p> <p>ウ この漁業の許可等をすべき船舶の数の各都県別の枠は次のとおりとする。</p> <p>静岡県 15 隻 東京都 1 隻 千葉県 10 隻 神奈川県 26 隻</p> <p>エ この漁業に使用する船舶であって、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 25 トン以上 100 トン未満 (2) イただし書きに規定する場合は 150 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 20 トン以上 70 トン未満 (2) (2) イただし書きに規定する場合は 100 トン未満) の許可等をすることができる各都県別の隻数は次のとおりとする。</p> <p>静岡県 3 隻 東京都 1 隻 千葉県 1 隻 神奈川県 2 隻</p> <p>(3) <u>推進機関の馬力数</u> 定めなし (4) 操業区域 (県内船) 静岡県海面 (県外船) 静岡県海面(ただし、石廊崎灯台と御前崎市御</p>	<p>新設 (3) 推進機関の馬力数</p> <p>旧要領 4 (操業区域) を新要領 2 (制限措置) の (4) 操業区域に統合</p>

旧	新	備考
<p> 県外船 静岡県海面（ただし、石廊埼灯台と御前崎市御前灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。） （操業期間） 5 この漁業の操業期間は、周年とする。 </p>	<p> 前埼灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。） （5）漁業時期 周年 （6）漁業を営む者の資格 ア 県内漁業者 静岡県内に住所を有し、かつ、県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者 イ 県外漁業者 千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、住所地と同一の都県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者 （条件） 3 規則第13条第1項に規定する許可等の条件は次の各号の内容を定めるものとする。 （1）漁業権漁場内において操業する場合は漁業調整を行わなければならない。 （2）たも網の口径は70センチメートル以下でなければならない。 （3）たもすくい網による漁獲は人力のみによらなければならない。 </p>	<p> 旧要領5（操業期間）を新要領2（制限措置）の（5）漁業時期に統合 新設（6）漁業を営む者の資格 新設3（条件） 旧要領8（制限又は条件）からの移動 </p>

旧	新	備考
<p>(許可等の申請期間)</p> <p>6 この漁業の許可等の申請期間は、<u>令和2年10月1日から令和2年10月15日まで</u>とする。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>7 この漁業の許可の有効期間は、<u>令和2年11月1日から令和3年10月31日まで</u>とする。</p> <p>(制限又は条件)</p> <p>8 この漁業の許可をするにあたっては、次の制限又は条件をつけるものとする。 <u>(1) 漁業権漁場内において操業する場合は当該漁業権者の同意を得なければならない。</u> (2) たも網の口径は70センチメートル以下でなければならない。 (3) たもすくい網による漁獲は人力のみによらなければならない。</p> <p>(許可等の申請)</p> <p>9 この漁業の許可等を受けようとする者は、<u>静岡県漁業調整規則第8条第1項及び第21条第2項</u>に基づく申請書に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p>	<p>ならない。</p> <p>(許可等を申請すべき期間)</p> <p>4 この漁業の許可等を申請すべき期間は、<u>令和3年9月9日から令和3年10月8日まで</u>とする。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>5 この漁業の許可の有効期間は、<u>令和3年11月1日から令和4年10月31日まで</u>とする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(許可等の申請)</p> <p>6 この漁業の許可等を受けようとする者は、<u>規則第8条第1項</u>に基づく申請書に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p>	<p>旧要領8（制限又は条件）を 新設3（条件）に移動</p> <p>新規則及び漁業許可の取扱方針に合わせて修正</p>

旧	新	備考
<p>(1) 漁船原簿謄本（県外に住所を有するもの）</p> <p>(2) 共同経営する場合は、代表者選定届及び印鑑証明書</p> <p>(3) 用船する場合は、船舶使用承諾書及び印鑑証明書</p> <p>(4) 法人にあつては、定款及び登記簿謄本</p> <p>(5) 起業の認可申請の場合は、船舶件名書</p> <p>(6) <u>連帯責任をとる団体の副申書</u></p> <p>(7) <u>許可証又はその写し</u></p> <p>附則 (1) この要領は、<u>令和3年10月31日</u>まで適用する。</p>	<p>(1) <u>申請理由書</u></p> <p>(2) 漁船原簿謄本（県外に住所を有するもの）</p> <p>(3) 共同経営する場合は、代表者選定届及び印鑑証明書</p> <p>(4) 用船する場合は、船舶使用承諾書及び印鑑証明書</p> <p>(5) 法人にあつては、定款及び登記簿謄本</p> <p>(6) 起業の認可申請の場合は、船舶件名書</p> <p>(7) <u>申請時に当該漁業の許可又は起業の認可を有する者は許可証若しくは認可指令書又はその写し</u></p> <p>(8) <u>県内に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有しない者が申請する場合は、その住所の所在する都県の知事の意見書</u></p> <p>(9) <u>所属する漁業協同組合の代表理事の副申書（任意）</u></p> <p>(10) <u>業種別団体に加入している者は、当該団体の代表権を有する者の副申書（任意）</u></p> <p>附則 この要領は、<u>令和4年10月31日</u>まで適用する。</p>	

棒受網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱要領（案）

静岡県海面における棒受網漁業（総トン数5トン以上の船舶を使用するものに限る。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号。以下、「規則」という。）及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

- 1 この要領において「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造され又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

（制限措置）

- 2 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。
 - (1) 漁業種類 棒受網漁業
 - (2) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
 - ア この漁業の許可等をすべき船舶の数については17隻を上限とし、各都県別の枠は次のとおりとする。

静岡県	9隻
東京都	1隻
千葉県	6隻
神奈川県	1隻
 - イ この漁業の許可等をすべき船舶の総トン数は5トン以上とし、「新トン数適用船舶」については100トン未満、「旧トン数適用船舶」については70トン未満。

ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に必要と認めた場合においては、許可等を行うことができる船舶の総トン数は5トン以上とし、「新トン数適用船舶」については150トン以下、「旧トン数適用船舶」については100トン未満とする。
 - (3) 推進機関の馬力数 定めなし
 - (4) 操業区域 (県内船) 静岡県海面
(県外船) 静岡県海面(ただし、石廊埼灯台と御前崎市御前埼灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。)
 - (5) 漁業時期 周年
 - (6) 漁業を営む者の資格
 - ア 県内漁業者 静岡県内に住所を有し、かつ、県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者

イ 県外漁業者 千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、住所地と同一の都県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者

(条件)

3 規則第13条第1項に規定する許可等の条件は次の各号の内容を定めるものとする。

(1) 1月1日から3月31日までの間は、日没から日出までの間は操業してはならない。

(2) 4月1日から5月9日までの間は、静岡県下田市神子元島灯台から和歌山県串本町潮岬灯台を見通した線以南の静岡県海面において夜間操業してはならない。

(3) 漁業権漁場内において操業する場合は漁業調整を行わなければならない。

(県内船)

(4) 石廊崎灯台と御前崎市御前崎灯台を結んだ線以北の海面、通称金州の瀬及びかどの瀬において、日没から日出までの間は操業してはならない。

(県外船)

(4) 通称金州の瀬及びかどの瀬において、日没から日出までの間は操業してはならない。

(5) 定置漁具の沖端から沖へ2,000メートル以上離れて操業しなければならない。

(許可等を申請すべき期間)

4 この漁業の許可等を申請すべき期間は、令和3年9月9日から令和3年10月8日までとする。

(許可の有効期間)

5 この漁業の許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

(許可等の申請)

6 この漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項に基づく申請書に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1) 申請理由書

(2) 漁船原簿謄本（県外に住所を有するもの）

(3) 共同経営する場合は、代表者選定届及び印鑑証明書

(4) 用船する場合は、船舶使用承諾書及び印鑑証明書

(5) 法人にあつては、定款及び登記簿謄本

(6) 起業の認可申請の場合は、船舶件名書

(7) 申請時に当該漁業の許可又は起業の認可を有する者は許可証若しくは認可指令書又はその写し

(8) 県内に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有しない者が申請する場合は、その住所の所在する都県の知事の意見書

(9) 所属する漁業協同組合の代表理事の副申書（任意）

(10) 業種別団体に加入している者は、当該団体の代表権を有する者の副申書（任意）

附則

この要領は、令和4年10月31日まで適用する。

新旧対照表

旧	新	備考
<p>棒受網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱要領</p> <p>静岡県海面における棒受網漁業（総トン数5トン以上の船舶を使用するものに限る。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いは、静岡県漁業調整規則及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>1 この要領において「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造され又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。</p> <p>(許可等の基準)</p> <p>2 あじ、さば棒受網漁業の実績を有するものであって、「新トン数適用船舶」については総トン数100トン未満、「旧</p>	<p>棒受網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱要領</p> <p>静岡県海面における棒受網漁業（総トン数5トン以上の船舶を使用するものに限る。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いは、静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号。以下、「規則」という。）及び知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>1 この要領において「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造に着手された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造され又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。</p> <p>(削る。)</p>	<p>(下線は実質的変更のあった箇所のみ)</p> <p>「規則」の定義規定を追加</p> <p>旧要領2（許可等の基準）の規定を新要領2（制限措置）の(2)イに移動</p>

旧	新	備考																								
<p>トン数適用船舶)については総トン数70トン未満とする。 ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に必要と認められた場合はこの限りではない。 なお、この場合にあっても、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」については総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」については総トン数100トン未満とする。</p> <p>(許可等の隻数)</p> <p>3 この漁業の許可等を行うことができる隻数は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">17隻</p> <p>(2) 前項の隻数の各都道府県別の枠は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">静岡県</td> <td style="width: 30%;">9隻</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>1隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>6隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>1隻</td> <td></td> </tr> </table>	静岡県	9隻		東京都	1隻		千葉県	6隻		神奈川県	1隻		<p><u>(制限措置)</u></p> <p>2 <u>規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内</u> <u>容を定めるものとする。</u></p> <p>(1) 漁業種類 あじ、さば棒受網漁業</p> <p>(2) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数</p> <p>ア この漁業の許可等をすべき船舶の数については17隻を上限とし、各都県別の枠は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">静岡県</td> <td style="width: 30%;">9隻</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>1隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>6隻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>1隻</td> <td></td> </tr> </table> <p>イ この漁業の許可等をすべき船舶の総トン数は5トン以上とし、「新トン数適用船舶」については100トン未満、「旧トン数適用船舶」については70トン未満。</p>	静岡県	9隻		東京都	1隻		千葉県	6隻		神奈川県	1隻		<p>新設 旧要領3（許可等の隻数）旧要領4（操業区域）及び5（操業期間）は新要領2（制限措置）に統合</p> <p>新設 旧要領3（許可等の隻数）、旧要領4（操業区域）及び5（操業期間）は新要領2（制限措置）に統合</p>
静岡県	9隻																									
東京都	1隻																									
千葉県	6隻																									
神奈川県	1隻																									
静岡県	9隻																									
東京都	1隻																									
千葉県	6隻																									
神奈川県	1隻																									

旧	新	備考
<p>4 この漁業の操業区域は、次のとおりとする。 県内船 静岡県海面 県外船 静岡県海面（ただし、石廊埼灯台と御前崎市御前埼灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。）</p> <p>(操業期間)</p> <p>5 この漁業の操業期間は、周年とする。</p>	<p>ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に必要と認めた場合においては、許可等をすることができるとする船舶の総トン数は5トン以上とし、「新トン数適用船舶」については150トン以下、「旧トン数適用船舶」については100トン未満とする。</p> <p>(3) <u>推進機の馬力数</u> 定めなし</p> <p>(4) 操業区域 (県内船) 静岡県海面 (県外船) 静岡県海面(ただし、石廊埼灯台と御前崎市御前埼灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。)</p> <p>(5) 漁業時期 周年</p> <p>(6) 漁業を営む者の資格</p>	<p>新設 (3) 推進機の馬力数</p> <p>旧要領 4 (操業区域) を新要領 2 (制限措置) の (4) 操業区域に統合</p> <p>旧要領 5 (操業期間) を新要領 2 (制限措置) の (5) 漁業時期に統合</p> <p>新設 (6) 漁業を営む者の資格</p>

旧	新	備考
	<p>ア <u>県内漁業者</u> 静岡県内に住所を有し、かつ、<u>県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者</u></p> <p>イ <u>県外漁業者</u> 千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、<u>住所地と同一の都県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者</u></p> <p><u>(条件)</u></p> <p>3 <u>規則第13条第1項に規定する許可等の条件は次の各号の内容を定めるものとする。</u></p> <p>(1) 1月1日から3月31日までの間は、日没から日出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2) 4月1日から5月9日までの間は、静岡県下田市神子元島灯台から和歌山県串本町潮岬灯台を見通した線以南の静岡県海面において夜間操業してはならない。</p> <p>(3) <u>漁業権漁場内において操業する場合は漁業調整を行わなければならない。</u> (県内船)</p> <p>(4) 石廊崎灯台と御崎市御前崎灯台を結んだ線以北の海面、通称金州の瀬及びびかどの瀬において、日没から日出までの間は操業してはならない。 (県外船)</p> <p>(4) 通称金州の瀬及びびかどの瀬において、日没から日出</p>	<p>新設3(条件) 旧要領8(制限又は条件)からの移動</p>

旧	新	備考
<p>(許可等の申請期間)</p> <p>6 この漁業の許可等の申請期間は、<u>令和2年10月1日から令和2年10月15日まで</u>とする。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>7 この漁業の許可の有効期間は、<u>令和2年11月1日から令和3年10月31日まで</u>とする。</p> <p>(制限又は条件)</p> <p>8 この漁業の許可をするにあたっては、次の制限又は条件をつけるものとする。 県内船</p> <p>(1) 1月1日から3月31日までの間は、日没から日出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2) 4月1日から5月9日までの間は、静岡県下田市神子元島灯台から和歌山県串本町潮岬灯台を見通した線以南の静岡県海面において、日没から日出までの間は操業してはならない。</p> <p>(3) 漁業権漁場内において操業する場合は<u>当該漁業権者の同意を得なければならない</u>。</p>	<p>までの間は操業してはならない。</p> <p>(5) 定置漁具の沖端から沖へ2,000メートル以上離れて操業しなければならない。</p> <p>(許可等を申請すべき期間)</p> <p>4 この漁業の許可等を申請すべき期間は、<u>令和3年9月9日から令和3年10月8日まで</u>とする。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>5 この漁業の許可の有効期間は、<u>令和3年11月1日から令和4年10月31日まで</u>とする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>旧要領8 (制限又は条件) を新設3 (条件) に移動</p>

旧	新	備考
<p>(4) 石廊崎灯台と御前崎市御前崎灯台を結んだ線以北の海面、通称金州の瀬及びびかどの瀬において、日没から日出までの間は操業してはならない。</p> <p>県外船</p> <p>(1) 1月1日から3月31日までの間は、日没から日出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2) 4月1日から5月9日までの間は、静岡県下田市神子元島灯台から和歌山県串本町潮岬灯台を見通した線以南の静岡県海面において、日没から日出までの間は操業してはならない。</p> <p>(3) 漁業権漁場内において操業する場合は<u>当該漁業権者の同意を得なければならぬ</u>。</p> <p>(4) 通称金州の瀬及びびかどの瀬において、日没から日出までの間は操業してはならない。</p> <p>(5) 定置漁具の沖端から沖へ2,000メートル以上離れて操業しなければならぬ。</p>	<p>(許可等の申請)</p> <p>6 この漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項に基づく申請書に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) 申請理由書</p> <p>(2) 漁船原簿謄本（県外に住所を有するもの）</p> <p>(3) 共同経営する場合は、代表者選定届及び印鑑証明書</p>	<p>新規則及び漁業許可の取扱方針に合わせて修正</p>
<p>(許可等の申請)</p> <p>9 この漁業の許可等を受けようとする者は、<u>静岡県漁業調整規則第8条第1項及び第21条第2項</u>に基づく申請書に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) 漁船原簿謄本（県外に住所を有するもの）</p> <p>(2) 共同経営する場合は、代表者選定届及び印鑑証明書</p> <p>(3) 用船する場合は、船舶使用承諾書及び印鑑証明書</p>		

旧	新	備考
<p>(4) 法人にあつては、定款及び登記簿謄本 (5) 起業の認可申請の場合は、船舶件名書 (6) <u>連帯責任をとる団体の副申書</u> (7) <u>許可証又はその写し</u></p> <p>附則 (1) この要領は、<u>令和3年10月31日</u>まで適用する。</p>	<p>(4) 用船する場合は、船舶使用承諾書及び印鑑証明書 (5) 法人にあつては、定款及び登記簿謄本 (6) 起業の認可申請の場合は、船舶件名書 (7) <u>申請時に当該漁業の許可又は起業の認可を有する者は許可証若しくは認可指令書又はその写し</u> (8) <u>県内に住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を有しない者が申請する場合は、その住所の所在する都県の知事の意見書</u> (9) <u>所属する漁業協同組合の代表理事の副申書(任意)</u> (10) <u>業種別団体に加入している者は、当該団体の代表権を有する者の副申書(任意)</u></p> <p>附則 この要領は、<u>令和4年10月31日</u>まで適用する。</p>	

令和4年漁期 (R3. 11～R4. 10)におけるさばすくい網漁業及び棒受網漁業の許認可数の上限

漁業種類	根拠地					計
	静岡県	東京都	千葉県	神奈川県		
	隻	隻	隻	隻	隻	
	許認可定数					
さばすくい網漁業	トン数規模					
	「新トン数適用船舶」については総トン数25トン以上100トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数20トン以上70トン未満(※)	3	1	1	2	7
	「新トン数適用船舶」については総トン数25トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数20トン未満	12	-	9	24	45
合計	15	1	10	26	52	
棒受網漁業	「新トン数適用船舶」については総トン数100トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数70トン未満(※)	9	1	6	1	17

(※) 平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に認めた場合、「新トン数適用船舶」については総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」については100トン未満とする。

さばすくい網漁業及び棒受網漁業のR3年漁期(R2. 11～R3. 10)における許認可数と令和4年漁期(R3. 11～R4. 10)許認可数の上限

漁業種類	根拠地	静岡県			東京都			千葉県			神奈川県			計		
		R3年		R4年	R3年		R4年	R3年		R4年	R3年		R4年	R3年		R4年
		現在許認可上限	当初許認可隻数	現在の隻数	現在許認可上限	当初許認可隻数	現在の隻数	現在許認可上限	当初許認可隻数	現在の隻数	現在許認可上限	当初許認可隻数	現在の隻数	現在許認可上限	当初許認可隻数	現在の隻数
さばすくい網漁業	「新トン数適用船舶」については総トン数25トン以上100トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数20トン以上70トン未満(※)	3	3	3	1	-	-	1	1	1	1	1	2	1	1	7
		12	3	3	-	-	-	9	-	-	24	-	-	24	-	-
棒受網漁業	「新トン数適用船舶」については総トン数100トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数70トン未満(※)	15	6	6	1	-	-	1	10	1	1	1	26	1	1	52
		9	4	4	1	-	-	1	6	1	1	1	1	-	-	17
合計																

(※) 平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に認めた場合、「新トン数適用船舶」については総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」については100トン未満とする。

【定数算出方法】

さばすくい網漁業 (25トン以上100トン未満)

さばすくい網漁業 (25トン未満)

棒受網漁業

8月末現在の隻数を許認可の上限とする。ただし、東京都と神奈川県については現在の許認可の上限と同数とする。
現在の許認可の上限と同数とする。

8月末現在の隻数に階層移動船充当5隻を加えた隻数を翌漁期の許認可の上限とする。
ただし、東京都と神奈川県については現在の許認可の上限と同数とする。

静岡県海面におけるさばすくい網漁業許可受有船の推移

単位：隻

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 (案)
	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上
静岡県	許可枠	15	3	15	3	15	3	15	3
	許認可数	6	3	6	3	6	3	6	3
東京都	許可枠	1	1	1	1	1	1	1	1
	許認可数	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	許可枠	10	10	10	10	10	10	10	10
	許認可数	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川県	許可枠	26	26	26	26	26	26	26	26
	許認可数	6	1	6	1	2	1	2	1
計	許可枠	52	7	52	7	52	7	52	7
	許認可数	13	5	13	5	9	5	9	5

静岡県海面における棒受網漁業許可受有船の推移

単位：隻

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2 (案)	R3 (案)	R4 (案)
	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上	総隻数25t以上
静岡県	許可枠	11	11	10	10	10	9	9	9
	許認可数	6	5	5	5	4	4	4	
東京都	許可枠	1	1	1	1	1	1	1	1
	許認可数	-	-	-	-	-	-	-	
千葉県	許可枠	6	6	6	6	6	6	6	6
	許認可数	1	1	1	1	1	1	1	
神奈川県	許可枠	1	1	1	1	1	1	1	1
	許認可数	-	-	-	-	-	-	-	
計	許可枠	19	19	18	18	18	17	17	17
	許認可数	7	6	6	6	6	5	5	

静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）

（資源管理の状況等の報告）

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、あさり漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、底立てはえ縄漁業、 <u>棒受網漁業</u> 、罟目網漁業、 <u>さばすくい網漁業</u> 、固定式刺網漁業、刺網漁業、袋網漁業、小型定置網漁業、ぼら敷網漁業、追込網漁業、張網漁業、寄網漁業及び潜水器漁業	翌年の1月31日まで
うなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後30日以内
いるか突棒漁業	翌月の10日まで
いるか追込漁業	操業終了後15日以内

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

（省略）

資源管理の状況等の報告書

静岡県知事 様

報告者 住所	
氏名	

下記表のとおり、令和 年分の資源管理の状況等を提出します。

所属組合名	船名
漁業種類	漁船登録番号
許可番号	
資源管理の状況	

月	漁獲量(キログラム)												操業日数	操業区域	漁獲金額(円)		
	(種名)											合計					
													その他				
1月																	
2月																	
3月																	
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
合計																	

【参考】

漁期漁獲成績（静岡県海面）

(R2年1月～令和2年12月)

さばすくい網漁業		総隻数 (隻)	25t以上 (隻)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)
静岡県	許可隻数	6	3	0	0
	操業隻数	0	0		
東京都	許可隻数	0	0	0	0
	操業隻数				
千葉県	許可隻数	1	1	0	0
	操業隻数	0	0		
神奈川県	許可隻数*2	2	1	0	0
	操業隻数	0	0		
計	許可隻数	9	5	0	0
	操業隻数	0	0		

*1 R2年11月から総隻数 1隻

(R2年1月～令和2年12月)

棒受網漁業

棒受網漁業		隻数 (隻)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)
静岡県	許可隻数*2	4	0	0
	操業隻数	0		
東京都	許可隻数	0	0	0
	操業隻数			
千葉県	許可隻数	1	0	0
	操業隻数	0		
神奈川県	許可隻数	0	0	0
	操業隻数			
計	許可隻数	5	0	0
	操業隻数	0		

*2 H30年11月から4隻

(参考)

I 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

漁業法（以下「法」という。）第 57 条第 1 項及び静岡県漁業調整規則（以下「規則」という。）第 4 条に基づく知事許可漁業に係る許可等に関する取扱いについては関係法令によるもののほか、この方針による。

1 基本方針

(1) 許可漁業及びその種類

法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び規則第 4 条第 1 項第 1 号から第 20 号に定める漁業については、漁業別の許可等の取扱方針に示す漁業種類に分類するものとする。

なお、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び規則第 4 条第 3 号から第 12 号に定める漁業については、当該漁業ごと及び船舶等ごとの、第 1 号、第 2 号、第 13 号から第 20 号に定める漁業については当該漁業ごとの許可とする。

(省略)

(3) 許可又は起業の認可をすべき数 (省略)

規則第 11 条に基づき当該知事許可漁業を営む者の数及び当該知事許可漁業に係る船舶等の数を定める必要がある漁業は、原則として一斉更新直前の許可数又は起業の認可数をもって定めるものとするが、漁業によっては、漁業調整上支障のない範囲内で調整を図ることとする。

(4) 起業の認可について

1 規則第 6 条及び第 7 条に基づく起業の認可の有効期間は 10 か月以内とし、延長についてはやむを得ない理由がある場合に認めるものとする。

2 一斉更新前に起業の認可を受けていた者が一斉更新時に引き続き同一漁業について起業の認可を申請する場合、はじめに認可を受けた日から起算して 3 年を超えることとなる起業の認可の申請は原則として認めないものとする。また、申請を認める場合でも、その有効期間ははじめに認可を受けた日から起算して 3 年を超えないものとし、期間を延長する場合も同様とする。

(省略)

(6) 短期許可等について

1 規則第 4 条の許可のうち、以下の 2 から 4 までの漁業を除き、漁業調整上又は資源保護上の観点から有効期間を 3 年とする。ただし、同一の漁業については同一の期日に満了するように

定めるものとする。

- 2 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）については、漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しい変動があること等を考慮し本漁業の許可は短期許可扱いとする。
- 3 あおりいかしば漬け網漁業については、その来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可（おおむね来遊期間内）とする。
- 4 あじ、さば棒受網漁業及びさばすくい網漁業については、他県との調整を要するため、短期許可とする。
- 5 他県との調整を要する漁業における県外漁業者に対する許可については連合海区漁業調整委員会その他県外漁業者との漁業調整機構の決定を前提に許可するものとする。

（省略）